

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 基本計画における実践的・試行的な活動

① 甲突川リバーサイド利活用事業

(甲突川左岸・右岸緑地利活用調査業務 (キッチンカー実証実験等))

[実施目的]

維新ふるさと館周辺の甲突川左岸緑地及び甲突川右岸緑地において、民間活力の導入による新たなにぎわいの創出に向けた検討を行うため、キッチンカー実証実験等を実施する。

[実施時期]

令和4年度

第1期：令和4年9月16日(金)～9月25日(日) ※9/17-19は台風のため中止

第2期：令和4年10月7日(金)～10月23日(日) ※10/17は雨天のため中止

第3期：令和4年11月2日(水)～11月13日(日)

[実施場所]

甲突川左岸緑地：高見橋から甲突橋まで (維新ふるさと館敷地を除く)

甲突川右岸緑地：南洲橋から高麗橋まで

[実施結果]

・実証実験等を踏まえ、民間活力の導入による持続性のある運営スキームのとりまとめがなされた。

・キッチンカー等出店者数・来場者数

時期	開催日数 (日)			延出店者数 (店)						来場者数 (人)		
	左岸 右岸	左岸	合計	左岸		右岸		合計		左岸	右岸	合計
				キ	マ	キ	マ	キ	マ			
9月	4	3	7	33	22	6	2	39	24	9,272	920	10,192
10月	13	3	16	114	78	33	3	147	81	22,431	3,787	26,218
11月	2	10	12	106	67	5	2	111	69	16,828	865	17,693
合計	19	16	35	253	167	44	7	297	174	48,531	5,572	54,103

※キ：キッチンカー、マ：マルシェ



② 照国表参道歩行者天国社会実験

〔実施目的〕

天文館地区のほぼ中央に位置する照国表参道を、イベントスペースやオープンカフェなどの非日常的な空間とすることにより、新たなにぎわい拠点を創出し、来街者の増加や回遊性の向上などを図る。

〔実施時期〕

令和4年度

歩行者天国（車両通行止め）

令和4年10月30日（日）10時～16時

イベントの実施

令和4年10月30日（日）11時～15時

〔実施場所〕

照国町交差点から

いづろ中央交差点付近までの区間

（右図太枠内）



〔実施内容（イベント）〕

エリア名	イベント内容
憩い・スポーツエリア	子供の遊び場、バスケットボール及びスラックライン（細いベルト状のラインの上でバランスを楽しむスポーツ）関連イベント等
パフォーマンスエリア	大道芸人によるパフォーマンス等
オープンカフェエリア	キッチンカーによるカフェ等出店
餃子フェスエリア	「鹿児島ぎょうざ協議会」による出店等

〔実施結果〕

- ・来場者数 約 6,500 人（推計値※、通常の休日歩行者通行量の約 4.5 倍）

※KDDI Location Analyzer を用いて UR 都市機構が提供

- ・照国町交差点、いづろ中央交差点付近で調査を行ったが、渋滞などの目立った影響はなかった。
- ・来場者及び沿道店舗事業者の約 9 割が継続的な開催を望んでいる。



## 〔2〕都市計画との調和等

### (1) 第二次かごしま都市マスタープランとの整合

都市づくりの基本理念に「都市経営」や「地域共創」の視点を取り入れ、「成長・拡大の都市づくり」から「成熟・持続可能な都市づくり」への転換を図ることで都市の活力を生み出すとともに、多様な主体と協力しながら一体的に取り組むことで、地域の価値を向上させることとしている。

また、都市づくりの基本目標として「コンパクトで暮らしやすい都市」及び「にぎわいと活力のある都市」を位置付け、中心市街地や地域の拠点等への都市機能の誘導や、交通の利便性の高い地域等への居住の誘導により、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり等を推進している。くわえて、中心市街地等への都市機能の集積による県都としてふさわしい広域的な拠点形成や、居心地がよく歩きたくなる環境づくり、地域資源を活用した観光振興等による都市の活力の向上を図ることとしている。

### (2) かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）との整合

平成 26 年 8 月に施行された改正都市再生特別措置法に基づき、本市では、さらなるコンパクトなまちづくりを進めるため、「かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）」を策定しており、中心市街地については、居住誘導区域及び「物品販売業を営む店舗（床面積 1,000 ㎡以上）」、「地域医療支援病院」、「本店機能を有する銀行等」等を誘導する都市機能誘導区域を設定している。

### (3) 第二次鹿児島市公共交通ビジョンとの整合

本市では、個性と魅力あふれるコンパクトな市街地を形成する集約型都市構造の実現に向け、クルマに過度に依存しない、公共交通を軸とした交通体系を構築するため、平成 22 年 3 月に「鹿児島市公共交通ビジョン」を策定し、令和 3 年度を目標年度として、公共交通の維持・活性化に向け取り組んできたところであるが、令和 2 年に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の趣旨等も踏まえ、令和 4 年 3 月に「第二次鹿児島市公共交通ビジョン」を策定したところである。

同ビジョンは、第六次鹿児島市総合計画における基本目標「質の高い暮らしを支える快適なまち【都市・交通 政策】」の実現に向け、他の関連する計画と連携しながら、人口減少・少子高齢化の進行、環境問題の深刻化といった社会経済情勢の変化、さらには魅力あるまちづくりの推進等に交通政策の面から対応するため、市民・交通事業者・行政等が一体となって取り組む推進計画であり、地域公共交通計画を兼ねている。

中心市街地については、にぎわい創出と活性化を支援する交通環境の整備を重点戦略に掲げている。

### [3] その他の事項

#### (1) 環境に配慮した取組

本市では、平成 16 年 7 月に「鹿児島市みんなでまちを美しくする条例」を制定し、平成 20 年 10 月には「かごしま環境都市宣言」を発表するなど、全市的に環境に配慮した取組を行っており、中心市街地においても、快適な環境を創出するため、市民、事業者、行政が共通認識に立ったまちづくりを推進している。

#### かごしま環境都市宣言

私たちのまち“かごしま”は、桜島、錦江湾、甲突川など、豊かな自然と調和した、世界に誇れる美しいまちです。私たちは、この恵まれた自然の中で、先人が育んできた歴史や文化を大事に受け継ぎながら、暮らしています。その一方で、今日の便利で快適な生活は、私たちの愛してやまない“かごしま”に、そして、かけがえのない地球に、深刻な影響を与えています。

いまこそ私たちは、地球と共に生きていることを深く認識し、この大切な地球の環境を、郷土“かごしま”の環境を、私たち自身で守り、より良いものにしていかなければなりません。そして、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

ここに、全ての市民は、共に力を合わせて、環境にやさしい持続可能なまち“かごしま”を築いていくことを宣言します。

平成 20 年 10 月 10 日  
鹿児島市

また、本市では、2050 年までに CO<sub>2</sub> 排出量を実質ゼロにする都市の実現に向け、令和元年 12 月 25 日に「ゼロカーボンシティかごしま」への挑戦を宣言した。

#### 「ゼロカーボンシティかごしま」に挑戦！

#### － 2050 年までに CO<sub>2</sub> 排出実質ゼロに－

近年、世界では、猛暑や豪雨など温暖化が原因とみられる異常気象による災害が増加しており、もはや気候危機という状況にあります。

本市もその被害の例外ではなく、平成 5 年の 8・6 水害以来となる本年 6 月末からの記録的な大雨に見舞われたほか、日本各地でこれまで経験したことのない豪雨や台風等により甚大な被害が発生しています。

こうした被害から人々の生命と財産、社会インフラ、そして、自然や生態系を守るには、根本的な解決策として、地球の平均気温上昇を 1.5℃に抑える必要があり、そのためには、2050 年までに CO<sub>2</sub> 排出量を実質ゼロにすることが求められています。

先般の COP25 でも次代を担う若者世代から早急な対応を求める声が一段と高まっています。将来世代に健康な地球を残すためにも、鹿児島市は、国際社会の一員として、脱炭素社会の実現を目指し、2050 年までに本市の CO<sub>2</sub> 排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に、市民や事業者等と一体になって取り組むことを決意します。

第三次鹿児島市環境基本計画

第三次鹿児島市環境基本計画では、「自然と共生し ゼロカーボンを進めるまち かがしま」を望ましい環境像に掲げ、その実現に向けて、環境保全に係る「地球環境」、「資源循環」、「自然環境」、「生活環境」の4分野、さらに、それぞれの分野における施策を展開していくために必要となる共通的・基盤的な分野を加えた、5つの基本方針に基づき、市民・事業者・市民活動団体・行政が一体となって、総合的・体系的に取組を推進していく。

■基本方針



## (2) いづろ・天文館地区の商店街活性化への取組

## ① 南九州随一の繁華街 いづろ・天文館地区の概要

いづろ・天文館地区には、現在 11 の商店街振興組合が存在し、それぞれの通りにおいて訪れて楽しい商店街活動が実施されている。これら 11 の商店街振興組合の上部団体として昭和 59 年に中央地区商店街振興組合連合会が設立され、平成 28 年には天文館商店街振興組合連合会（以下「天商連」という。）と名称を改め、運営されている。理事長以下の役員は、組合員である各商店街振興組合の理事長で構成されており、当地区の活性化を図るため相互に連携した活動を展開している。

これら 11 の商店街振興組合の地区面積は約 15ha にも及び、鹿児島駅と鹿児島中央駅のほぼ中間に位置している立地性から、市電やバス等が頻繁に往来し、交通アクセスが充実している。

## ■天商連を組織する 11 の商店街振興組合

商店街名	設立年月日	組合員数
① いづろ商店街振興組合	昭和 46 年 4 月	51
② 天神おつきや商店街振興組合	昭和 51 年 3 月	30
③ 天文館にぎわい通商店街振興組合	昭和 51 年 6 月	33
④ 中町ベルク商店街振興組合	昭和 53 年 9 月	19
⑤ 天文館はいから通商店街振興組合	昭和 54 年 4 月	47
⑥ 天文館本通商店街振興組合	昭和 56 年 6 月	41
⑦ 中町コア・モール商店街振興組合	昭和 59 年 9 月	29
⑧ 照国表参道商店街振興組合	昭和 60 年 8 月	56
⑨ 納屋通り商店街振興組合	昭和 60 年 11 月	63
⑩ 天文館パークアベニュー商店街振興組合	平成 6 年 5 月	76
⑪ 金生通り商店街振興組合	平成 10 年 3 月	25
合計	11 商店街	470

(令和 5 年 8 月現在)

## ② 3セク運営駐車場「セラ602」の活用

いづろ・天文館地区に隣接する中央公園の地下に整備された都市計画駐車場「セラ602」は、鹿児島市、鹿児島県、鹿児島商工会議所、そして当地区の商店街等が出資して設立された第3セクター方式の地下駐車場として平成4年8月に開業し、鹿児島中央地下駐車場株式会社が運営している。

同社は、第1期計画において整備した天文館シネマパラダイスをはじめとする周辺の事業者や商店街等との連携強化を図るなど利用客の拡大と売上増に努め、来街者の利便性と回遊性の向上に貢献している。

**(3) 安心安全なまちづくり**

本市では、平成 17 年 4 月に「鹿児島市安心安全まちづくり条例」を制定し、市、市民等及び事業者が、自らの安全は自ら守るとともに地域の安全は地域で守るという基本認識のもと、犯罪や事故、自然災害を未然に防止し、市民が安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを推進し、平成 28 年 1 月に世界保健機関（WHO）が推奨するセーフコミュニティの国際認証を国内の人口 60 万人規模の中核都市としては初めて取得した。

**① 暴力団排除の取組**

本市では、暴力団の不当な行為による市民生活等への影響を防止し、市民の安全かつ平穏な生活を守るため、平成 26 年 4 月に鹿児島市暴力団排除条例を施行した。

第 4 期計画の計画区域の中心部にあり、南九州一の繁華街である天文館地区を暴力団排除に係る特別強化地域に指定し、暴力団排除活動の重点的な実施や監視の強化を図るとともに、条例制定に併せ、県警と暴力団排除措置等に関する協定を締結し、暴力団のいない、明るく住み良いまちづくりに取り組んでいる。

**② 自主防犯パトロール隊の活動**

防犯パトロール隊の見守り活動や青色回転灯を装備したパトロール車の巡回などの防犯活動は、犯罪の未然防止に関する住民意識の向上や、地域の防犯や治安の向上に大きな役割を果たしている。

本市では、パトロール用品の支給などを行い、地域住民による防犯活動を促進し、安心安全なまちづくりを推進している。

**③ 街頭防犯カメラ設置促進による安全性の向上**

防犯カメラは犯罪の未然防止に効果があるとされ、地域住民による設置が進んでいる。中心市街地ではこれまで商店街・通り会を中心に防犯カメラが設置されており、市民や観光客の安心・安全に貢献している。

本市では、地域住民による防犯活動を補完し、犯罪のない安心安全なまちづくりを推進するため、町内会や通り会等が設置する街頭防犯カメラの設置費の一部を助成している。

なお、街頭防犯カメラの設置に際しては、地域住民や通行者のプライバシー等の権利利益の保護に十分留意した適正な管理運用が求められている。

**④ 客引き行為等への対策**

令和 5 年 10 月に施行された、鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例に基づき、天文館地区の客引き行為等禁止区域内の公共の場所における客引き行為等を防止するため、客引き行為等対策指導員による巡回指導を実施し、公共の場所を快適に通行できる環境の形成を図っている。